

令和 2 年 4 月 3 日

松伏町立小・中学校保護者 様

松伏町教育委員会教育長
松伏町立金杉小学校長

新型コロナウイルス感染症に係る松伏町立小・中学校の臨時休業及び学校再開について
(4月3日現在でのお願い)

春暖の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業に際しましては、御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、4月2日(木)実施の松伏町コロナウイルス対策会議において、町内小・中学校の再開について、県方針に準じた対応を行うことが決定されました。ついては、同日、県で発表された「新型コロナウイルス感染症に係る市町村立小・中学校等の再開について」に基づき、下記のとおり、臨時休業及び学校再開を実施いたします。

なお、感染者数が急増するなど、予断を許さない状況にあるため、今後の急な感染状況の悪化により、学校再開も含め、変更となることもありますので御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 今後の日程 (ゴシック体の部分が3月31日の通知より変更した部分となります。)

日 時	行 事 等
4月 8日 (水)	入学式・始業式 (従前の通り)・教科書配布等
9日 (木) ~12日 (日)	臨時休業
13日 (月) ~17日 (金)	午前中授業、部活動は4月14日(火)から1時間程度実施いたします。
20日 (月) ~	通常授業開始、部活動等再開

※14日(火)給食開始

2 基本的な感染症対策について

- (1) 学校に通う際は、可能な限りマスク着用 (手作りを含む) をお願いいたします。学校でも、当面の間は、あらゆる教育活動の場面において、児童生徒にマスクを外させる指導は行いません (また、教職員についても、可能な限りマスクを着用して教育活動を行います)。
- (2) 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。
- (3) 毎朝の検温等、健康状態の確認を行い、「健康観察カード」に記入し、毎朝担任まで提出をお願いいたします (教職員も同様に行います)。
- (4) 次の症状が見られる場合は、欠席をし、医療機関で登校の許可が出るまでは、自宅療養をしてください。また、学校で同様の症状が確認された場合は、すぐにお迎えをお願い

しますので、いつでも連絡が取れるように御協力をお願いいたします。

- ① 37.5度以上の発熱があった場合、又は、咳・だるさがある場合
 - ② 37.5度に至らない場合でも、咳・だるさなどの風邪の症状がある場合
- (5) 来校する場合は、玄関で氏名や来校時間等を確実に記入してください。

3 学校行事等について

- (1) 全校児童生徒を1か所に集める学校行事は、当面実施しません。
- (2) 運動会や授業参観等、多くの保護者の方々を集める行事についても、延期または中止を検討しますので、御理解・御協力をお願いいたします。
- (3) 校外行事も、当面実施しません。特に、バス・電車等を使用する校外行事は、1学期（7月20日）までは実施しません。また、修学旅行や林間学校の宿泊行事については、延期または中止の方向で検討し、別途学校よりお知らせいたします。

4 未指導分の授業について

新学期当初に、未指導分の指導を行いますので、学校から前年度の教科書・ノートを持ってくるようにお知らせが入りますので、準備をお願いいたします。

5 部活動等について

部活動については、4月14日（火）から17日（金）の間に実施する場合は1時間程度とします（ただし18日（土）、19日（日）は実施しない）。4月20日（月）から通常とします。感染症対策をした上で、以下の点に留意して実施します。

- (1) 屋内では、窓や扉を開けて換気を行います。
 - (2) 児童生徒が密集する活動や近距離での活動にならないよう配慮します。特に、歌唱や管楽器等を使う活動については、児童生徒間の距離を十分にとります。
 - (3) 他校との合同練習（練習試合も含む）は実施しません。
- 6 児童生徒や教職員の感染が判明又は濃厚接触が特定された場合の対応
速やかに、学校に連絡してください。臨時休業の規模・期間については、地域での感染の拡大状況等も考慮し、保健所等と相談の上、臨時休業を行います。

7 その他

- (1) 感染症等への不安等を抱える児童生徒へのケアについて
各学校において児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用するなど、組織的な対応を行います。
- (2) 海外から帰国した児童生徒等への対応について
 - ・当面の間、海外へ行く際は、学校にその旨をお伝えください。
 - ・検疫強化対象地域から帰国した児童生徒については、政府による2週間の隔離、停留又は待機を経ていることから、そのことを学校と連絡・確認した上で、健康状態に問題がなければ登校となります。
 - ・検疫強化対象地域外の諸外国から帰国した児童生徒等についても、帰国から2週間は、そのことを学校と連絡・確認した上で、健康状態に問題がなければ登校となります。
- (3) **学童保育については、各学童クラブで対応します。**
- (4) **9日（木）～12日（日）の学校の校庭の開放につきましては、春季休業中と同様とします。利用者は、在籍児童・生徒に限ります。（引率保護者は可）**
- (5) **9日（木）、10日（金）の臨時休業中の学校での児童生徒の受入については、別添で御確認ください。受入れを希望する場合、受入希望書を学校へ提出してください。**